



昭和初期の下津井、鷺羽山



下津井港に入る巡航船

昭和初めの下津井港や鷺羽山、それに金刀比羅宮などの様子を撮影した9.5ミリフィルムの映像が、JNNの盟友RCC中国放送の映像センターから届けられました。ライブラリーセンターが、米進駐軍岡山司令官ホイットニー少佐の撮影した広島映像を紹介した返礼として送られてきたもので、元のフィルムは福山の方がお持ちです。ライブラリーセンターでは中国放送の許可を得て、早速持ち主の取材をすると共に、映像の使用許可をもらいました。

届いた映像は、家族が福山から船に乗って下津井の港に入り、鷺羽山観光をするもの、高松港から屋島、金刀比羅宮などを回る北四国の旅、土讃線を使って高知の足摺岬まで旅するものなど色々で、映像の長さは全部で40分以上です。当時中国大陸では

満州事変から日中戦争へ向けて戦争拡大の動きが次第に大きくなっていましたが、国民はほとんど真実を知らされておらず、フィルムにはエリア内の観光地でのんびりと行楽を楽しむ人たちの姿が映し出されています。

センターではこの映像の内容分析とローカル登録を出来るだけ早く行い、制作現場での活用に供したいと考えています。なお、映像使用には映像提供者名と協力RCCのクレジットをお忘れなく。

著作権 知識

④「無断で撮影出来るものと出来ないもの」

絵画や写真同様、建築物にも著作権があります。では、街並みや建物。例えば、岡山シンフォニービルを撮影する時、はたしてビルの設計者に許可を取る必要があるのでしょうか。答えは「ノー」です。

ビルの設計者に著作権がある以上、そのビルの構造を真似て建物を建てれば、設計者はその模倣物を建てた人を訴えることができます。しかし、建物の外観や内部を撮影したり放送したりしても設計者は訴える権利がありません。著作権法上自由に撮影してOKです。これは著作権法第46条に規定されているもので、よく事件物などで、被害者や被疑者のバックに自分の家が映っているからと、放送局にクレームをつけてくる人がいますが、このクレームは法的には根拠がありません。ただし、建物に勝手に入って撮影すればもちろん家宅侵入となりますのでご注意ください。

同じように、目抜き通りや広場、公園などに設置されているモニュメントや彫刻なども自由に撮影する事ができます。ただ、これはあくまでも「一般に解放されている屋外に、恒常的に設置されているもの」が対象となるので、短期の美術展で、一時的の置かれている屋外彫刻などは勝手に撮影すると、著作権を持つ製作者に訴えられる事があります。もちろん屋内の美術品などは無断撮影禁止です。

ホームページをアップしました

先月お知らせしたとおり、放送ライブラリーセンターのホームページを今月20日にアップロードしました。URLは「<http://www.library.rsk.co.jp/>」です。RSKのトップページからでも入る事ができます。ぜひのぞいてみてください。

